

A Note on Changes of Street Markets in Relation to the Administrative Control in Niigata City

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5135

露店市場の変動に関するノート

—新潟市露店市場管理条例(昭和25年)を中心に—

溝 部 明 男

§ 1 はじめに	47
§ 2 新潟市における露店市場の概要	49
§ 3 資料の概要	50
§ 4 「安堵」から許可へ、許可から管理の方向へ —明治期～昭和戦前期—	51
1. 地元と行政当局の間の四通の文書(明治前期) —自治される露店市場にたいする「安堵」、新規開設市場に対する許可—	52
①明治6年・第一大区中〔の〕市場に付き定	52
②明治9年・松ヶ先濱村定期市開設願	53
③明治15年・新市場開設反対の願	53
④明治19年・北市場 〔本町通12・13番町の朝市場のこと〕の沿革上申	53
2. 県によるふたつの規定(明治17年以降) 一小屋掛け料と「願出許可」の要求—	
3. 『(旧版)新潟市史』中の記述(昭和初年期) —「道路使用料」を払い一つ自治する露店市場—	
4. 古町夜市継続問題(昭和8～10年)—管理の方向の出発点—	56
§ 5 昭和25年新潟市露店市場管理条例	
—管理の枠組みの完成—	59
1. 露店市場が「道路占用権」を失う	59
2. 「総司令部覚書の趣旨」とは何か	61
3. 露店市場側の反応、 昭和25年当時の露店市場の分布など	62
§ 6 東京都の露店廃止(昭和24～26年)	
—比較のために—	64
§ 7 管理された露店市場のその後—二つの出来事—	66
1. 白山朝市・白山市場問題(昭和26～31年)	67
2. 公設中央卸売市場開設に伴う 朝市の削除(昭和39年)	69
§ 8 おわりに	70

§ 1 はじめに

本稿では、新潟市における露店市場の変遷を、主に行政当局との関連という側面からたどっておきたい。地方自治体の政策なり方針は、露店市場の消長をどのように左右してきたか。左右してきたのであれば、それはどのような理由からか。また、その方針や政策は露店市場のどの側面を通じて浸透し具体化していったか。これが、本稿の問題関心である。

この関心は、筆者の場合、定期市研究の文脈から生じてきた。日本の定期市の現在の分布は、新潟県・秋田県その他の若干の地域に限定されているといわれる⁽¹⁾。(以下では、かつては現在よりももっと多くの地域に存在していた定期市が、次第に減少してきた、という前提をかりに置いておく。)この定期市の分布の地域限定性について、次の二つの発想による説明が可能であろう。

(1)定期市は、流通の近代化に伴って淘汰されるであろうから、この地域限定性は、流通の後進地域たとえば大型店の少ない地域と重なるであろう。(2)流通の近代化という要因よりもむしろ、流通や経済の領域外部の要因、なかでも、行政当局の方針の違いが大きいのではないか⁽²⁾。

著者は(2)の発想にたっている。その理由は、つきの通りである。第一に、この地域限定性は県境と重なっているふしがある。したがって、県ごとの方針の違いが潜在的にあり、そのことが影響してきたかもしれないという可能性がある。第二に、定期市は、常設店舗に比べると何といっても地代がかからないから、いちがいにその経済的合理性が低いとは到底いいきれないと。第三に、大型店などの流通の近代的部門との競合関係は、必ずしも、定期市の全面的な撤退に結びつくとは限らず、状況によっては相補的な対抗関係の成立も可能であると思われる。第四に、公道上に開設される定期市の場合、道路を管轄する行政当局からの許可に依存している(新潟市内野の定期市では、現在、市役所からの許可が1年更新、また警察からの許可は3ヶ月更新である)。第五の理由は、「場所」の問題に関わる。定期市の開設場所と周期の同一性、また、ある定期市内における出店者にとっての出店場所の同一性は、彼らの商売の根底を支えるもっとも重要な財産の一つとなっている。したがって、行政当局からの許可の出方は、定期市の存立を左右しうる要因の中で、かなり比重の重い要因であるといってよいように思われる。

露店にとって出店場所が重要な財産であるというのは、広い意味での地の利のよいところが定期市の開設にとってよい場所である、ということの他に、客との「なじみ関係」を通じてはじめて商売ができる、という意味をも含んでいる。出店場所や販売種目を変えれば、(それまでの「なじみ客」を失うことになるので)商売は一からやり直しという話を聞いたことがある⁽³⁾。このような意味で、開設場所あるいは出店場所は、市場あるいは出店者にとって重要な財産であると同時に、そこに搖さぶりをかけられた場合には、市の存立そのものの動搖に直結しかねない、ウィーク・ポイントでもある。他方、今日では、ほとんどすべての道路という道路は、各レヴェルの行政当局の所有権の下にある。したがって、その他の事情に眼を向ける

前に、なによりもまず、道路使用の許可権をもつ行政当局が定期市場に対して示す方針の違いを、定期市(あるいは露店市場一般)の分布あるいは盛衰を説明する諸要因の中で、きわめて直接性・即効性の高い規定力をもつ要因として注目したいわけである⁽⁴⁾。

このような関心の下で、資料収集の便宜を考えて、定期市にこだわらずに対象を(定期市を含めた)露店市場一般に広げることとした。というのは、筆者の調査地である新潟市の場合、現在定期市は三ヵ所あるが、これらはいずれも戦後に合併によって拡大された地域にあり、新潟市の中心部では歴史的にみても(定休日を別にすれば)毎日開催される露店市場の方が主流であり、そのことに対応して、対象を定期市に限らずに露店市場一般ということにしておく方が、資料収集がはるかに容易だからである。また、露店市場に対する行政当局の対応を調べようすると、条例の変遷が重要なてがかりになるが、新潟市の条例では、定期市・毎市も同じく、露店市場として一括して扱われているからである。

§ 2 新潟市における露店市場の概要

本稿で「露店」とは、道路などで物的設備をほとんど用いないで、あるいはその市日の終了時にすぐに片づけられるような仮設店舗により営業を行うような業態を指す。この業態の特殊性のためか、新潟市という狭い地域に限定しても、露店市場に関する、一定の歴史的な幅をもった資料を入手することは困難である。土地の古老に尋ねれば、昭和初期までは遡れるであろうが、手間のかかる作業となろう。露店市場の概要について、ここでは、ごく簡単にふれるとどめたい。

現在の新潟市内には、七ヵ所の露店市場がある。それらを一覧表に示す(表1)⁽⁵⁾。

表1 新潟市の露店市場(1991年現在)

		出 店 数
毎 日 市	①本町市場	80
	②本町下市場	45
	③山ノ下市場	110程度
	④金比羅市場	2
定期 市	⑤松浜市場 (2と7のつく日)	160程度
	⑥酒屋市場 (2と7のつく日)	30
	⑦内野市場 (1日と15日)	55

※出店数は、常店と割り店をあわせたもの。出店者のもっとも多い

季節の数値で示す。定期市の場合、大市の日を除く。溝部調べ

四つの毎日市場は、市内中心部あるいはその近くに位置する。いずれも商店の連なる道路上に商店街と並行して露店が並ぶ。また四つとも新潟市露店市場管理条例の管轄下に入っている。

三つの定期市は、いずれも、市域周辺部の河沿い(あるいは河川近く)に位置する。定期市の場合には、盆暮の大市・八月の盆の花の市があるが(⑥酒屋市場では現在、通常の定期市日のみのようである)、表1中の出店数には、大市・花の市の出店数を含まない。⑥と⑦の二つの定期市は、条例の管轄下には直接入っていない(条例が適用されるはずの対象であるが、条例の別表に列挙されていないという意味)。市役所からみれば、地元の「共栄会」や「組合」への委託によって運営されているということになる。

本稿では縁日市は省いておく。

資料面での限界があるので、各露店市場の歴史的変遷を概観する作業には立ち入らない。昭和25年の露店市場管理条例制定時に対象とされているのは、計15カ所の露店市場である⁽⁶⁾。また、『新潟市政進展史』では、昭和24年当時の露店市場が、計14カ所列挙されている(資料番号2、43~44頁)。露店市場数でみれば、戦後直後期に最多となったと推測されるので、数え方にもよるが、15カ所程度のピークから現在の7カ所程度に減少してきた、と考えて大きな見当違いはないだろう。

§ 3 資料の概要

筆者が参照している文献・資料の一覧を本稿末尾に付す。引用の際には、一覧表中の番号で示すことがある。すでに十分な資料探索を済ませたとはいがたく、今後の資料収集がさらに必要である。(新版)『新潟市史』資料篇全20巻は、四つの巻が既刊であるが、残りの16巻が続刊の予定となっている。また、通称『府県資料』(明治7年に政府の命令でつくられた)を源泉とする『稿本 新潟縣史』の刊行が平成3年から開始されている。第14巻「制度部・禁令」には、民衆生活に関する法規などが収録の予定とされているので、今後、本稿末の一覧表中に含まれない資料が入手しやすくなる可能性がある。

『露店市場管理条例(綴)』(資料番号24)と『露店市場 その他資料(綴)』(25)について。未公刊のこの二つの綴りは、新潟市商業觀光課の実務担当者の手引き資料として戸棚に置かれていたものを、担当者の御好意により、閲覧の機会を得たものである。内容の中心は、「新潟市露店市場管理条例」制定以後の同条例改正点の記録である(昭和25年~同62年頃まで)。その他に、手書きの「起案書」や各種の資料も含まれている。二つの資料の分量は、B5版のもの、B4版が二つ折りにされたものなどサイズがまちまちであるが、B4版に換算すれば、おおよそ、前者が90枚程度、後者が70枚程度である(多くの重複を含む)。

これら二つの資料の作成開始時期は明記されていない。おそらく、各担当者が付け加えつつ引き継いできたものと思われるが、作成開始時期については以下のように推測しておきた

い。含まれている「起案書」のうちもっとも古いのは、昭和39年9月の二通である。また、「新潟市露店市場管理条例改正経緯」と題する手書きの文書の青やき複写が一通ある。これは、昭和25年～同43年までの主な出来事を簡単な年表形式にまとめたものである。これ以外にも年表形式のものがあるが、いずれもこの年表を拡充したものと判断される。これらのことから、二つの資料の本格的な作成開始時期を昭和43年頃と推測したい。

『新潟市政進展史』第四巻は昭和46年に刊行されており、この第四巻中の露店市場に関する記述もやはり昭和43年の出来事までで終わっている。のことと重ねて考えあわせると、市制開始80周年を記念する『新潟市政進展史』(以下では、この書名を『進展史』と略称することがある)の編纂前後に、これら二つの資料の作成がはじまったと考えてよいかもしれない。いずれにしても、これらのふたつの資料からは、戦前の状況をうかがい知ることはまったくできない。また、露店市場管理条例制定の事情に関しても、残念ながら、公刊されているもの以上の情報は含まれていない。

その他の資料源としては、地元新聞の記事がある。新聞記事の検索はかなり労力を要する仕事なので、まだ部分的にしか手をつけていない。新潟県内の地元新聞は、昭和15年から始まった三次にわたる新聞統合によって、昭和17年11月に『新潟日報』一紙に統合された(資料番号13、39頁)。この『新潟日報』は現在も健在であるが、縮刷版がでているのは、昭和41年以降分だけである。したがって、それ以前の記事については、索引なしの現物か、あるいはそのマイクロを閲覧・検索するしか手はない。

地元新聞の記事については、現物以外に、『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集3～10(資料番号6～13)がある(計八冊)。これは、明治10年～昭和25年までに新潟市内で発行されていた主要な新聞の主な記事を抜粋したものである。明治期は、日付けごとの編集、大正期以降は、一年の範囲内でテーマごとにまとめられた編集となっている。編集がどのような視点から行われているか、という問題はつきまとうものの、現物の一頁一頁に当たる労力を考えると、利用価値の高いものである。以下で、昭和25年までの新潟市関係の新聞記事を引用する場合、出典はすべて、この『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集3～10である(出所を省略することがある)。

この資料を大急ぎで通観した印象では、「明治編下」(明治27年～同44年)と「大正編」には、露店市場に関する記事は見当たらない。昭和戦前期には、くわしい記事がいくつもある。しかし、戦時期に入ると「統制」関係の記事が多くなり、露店市場の消息はその陰にかくれてしまう。敗戦後は、いわゆる「ヤミ市」「自由市場」との関連で記事の量はふえ、露店市場の管理問題についての記事もいくつか収録されている⁽⁷⁾。

上述の資料を基礎にして、以下の記述を進めたい。

§ 4 「安堵」から許可へ、許可から管理の方向へ—明治期～昭和戦前期—

明治初年から昭和24～25年(露店市場管理条例制定)に至る約半世紀間の、露店市場の運営方式、とくに、行政当局と露店市場の関係を明らかにするような資料は多くはない。しかし、資料上の限界にもかかわらずあえてふみこんでいうなら、明治初期には、次のような状況であったと推測される。既存の露店市場に関するいは県知事の役割は、既存の露店市場を追認する(ここでは「安堵」という言葉を使っておこう)役割にとどまっている。ただし、露店市場の新規開設に関しては許可権をもつ存在と認識されていたようだ。

明治初期をすぎて明治中頃になると、「小屋掛料徴収の規定」「市場取締規則」が整えられ始める。露店市場に対して何らかの管理権限をもつ主体であるという、県令あるいは県知事の自己意識が現われはじめたのはこの頃のようである。しかし、その管理が露店市場内部にどのように浸透していたのかを具体的に物語るような資料は残っていない。したがって、明治期における行政当局による露店市場の管理の実態は鮮明に浮かび上がってくるとはいえない、と考えておきたい。

史料の空白期をへて、昭和3年頃にとぶと、露店市場内部の自治制はおおむね明治初期の原型を残していると思われるが、明治33年にはじめて出現した「道路使用料」を行政当局に納める義務は、そのまま持ち越されたか、あるいはより精緻化されて(微額であるが)明記されている。

昭和8～10年になると、行政当局は、露店市場に対して一定の期間ごとに許可を更新して与える権限をもっていたことがわかる。この許可権は、名目的にせよ、露店市場が道路を使用しているという事実を根拠として設定されていると推測されるが、実際の更新期には、考慮される問題の範囲は、交通上の問題のほか衛生上の問題、はては「見苦しい」という美観上の問題にまで拡大されている。許可権をテコに、行政当局は、従来は自治されていた露店市場の内部領域にはっきりと踏み込むようになった。そのため、「古町夜市」において小さな衝突が起こっている。

1. 地元と行政当局の間の四通の文書(明治前期)

—自治される露店市場への「安堵」、新規開設市場に対する許可—

露店市場に関する明治期の文書は計六通が、公刊資料の中に見出される。ここでは、露店市場の自治のありさまを直接あるいは間接に物語っている文書と、そうでない文書という観点から、二つのグループにわけて検討したい。この節では、前者のグループの四通を、次節では後者のグループの二通を扱う⁽⁸⁾。それぞれ、短いものは全文を、長いものは抜粋を引用しておく。

①明治6年・第一大区中[の]市場に付き定⁽⁹⁾

[宛先]第一大区 戸長

第壱大区中市場之義、左之通相定候事

一、南市場ハ本町通五番町、六番町と相定候条、中央三間を除き開市可致事
 一、北市場ハ東堀通十番町と相定候条、左右九尺を除き中央江開市可致事
 一、開市時間之義ハ払暁ヨリ午前第十時迄ニ限り候事
 一、從前之通、見世賃其店先之者ニ於て相当取立不苦候条、毎日第十時開市之者引払候
 ハ、宅前銘々掃除可致、若シ十一時後往来ニ塵芥を散し不潔於有之ハ、其処居住之
 者怠惰トナシ処分可致事

但市場修道将来之入費も都其町ニ於て弁償可致義と心得事

明治六年十一月廿八日

新潟県令 楠木正隆⁽¹⁰⁾

②明治9年・松ヶ先濱村定期市開設願

市日之儀ニ付願

第廿三大区小拾一区松ヶ先濱村百姓代平田甚六外壱名奉申上候、当村之儀従前雪中ヲ除
 クノ外毎日朝市ト唱ヒ、近在村々ヨリ米并ニ野菜其外等持込、売買ひ致來候得共、定日無
 之ニ付、他方ヨリ持込及ヒ持出共甚夕不都合至極ニ付、以来毎月二日、七日、十二日、十七
 日、廿二日、廿七日と定日相極申度奉存候間、此段御聞届被成下度、尤税金之儀ハ御規則
 通上納可仕候ニ付前条御採用被成下奉願上候、以上

[以下、日付、二名連名の署名、宛先新潟県令名、区長と戸長による添え書きの署名があるが、省略]⁽¹¹⁾

③明治15年・新市場開設反対の願⁽¹²⁾

市場ノ義ニ付上願

本町通五番町六番町 市場惣代

自分町内之義、古来享保年間ヨリ認可ヲ得タル開市場ナレバ、……、往昔ノコトハ暫ク
 置キ、既ニ別紙写ノ如ク明治六年十一月廿九日付ヲ以テ本県御布達ノ如ク、当区全市中
 ノ内南市場ハ本町通五番丁、六番丁ト相定候事、北市場ハ東堀通十二番丁ト相定候云々⁽¹³⁾
 ノ御布達モアレハ、……、雖然聞クトコロニ寄レハ、本丁通七番丁ニ於テ新市場開業上願
 セリト、吁嗟如何ナル嫉妬ノ誣妄ソヤ、……、近頃湊町通新市開業セリ、其他東堀十二番
 丁ヲ本町通ニ移ス等ハ、協議上ヨリ成立タルモノニシテ、……、古来ノ履歴ヲ聊カ開申シ
 テ官ノ御保護ヲ蒙リ、永遠安堵當罷在候様何分ノ御指令被成下度奉御願候也

[以下、日付、五番丁六番丁市場惣代十名・九番組惣代一名連名の署名、宛先新潟県令名、
 新潟区長による添え書きの署名があるが、省略]⁽¹³⁾

④明治19年・北市場[本町通12・13番町の朝市場のこと]の沿革上申

朝市場ノ儀ニ付沿革上申書

当本町通拾弐番丁同拾三番丁朝市場之義ハ、往昔ヨリ目今ニ至ルモ経続セシモノニシテ、他郡村ノ如ク市場ニ関シ申合等ノ規約モ無ク、且ツ有用之書類モ數度ノ火災ニ罹リ今ニ存スルモノ無之、只ニ口碑ニ伝フルモノト、明治以降之書類等ノミニ付其概略ヲ上申仕候

当朝市場タル数百年ノ往昔ヨリ仕来リアリシモ、……、降テ明治六年八月中道路脩繕ニ際シ、仮リニ市場東堀通十二番丁へ移シ置キ、其後チ当町へ復スヘキモ遷延、明治十四年八月ニ至リ上願ノ上從來ノ如ク開市ノ儀許可相成タリ、……、依テ連年開市致シ来リシ所以ナリ

右沿革上申仕候処相違無之候也

〔以下、日付、本町通十二番丁市場惣代三名・十三番丁市場惣代二名連名の署名、宛先新潟県知事名、および、この上申書を新潟区長に提出するための添え書きがあるが、省略〕⁽¹⁴⁾

以上の四通の文書からここで確認しておきたいことは、次の諸点である。

(i)既存の露店市場に対しては、行政当局の追認が与えられている。新規あるいは移転の際に限っては、行政当局の許可(認可あるいは承認)が必要とされている。(ii)その許可の期限は限られていない。(iii)許可が、道路使用という名目に対して与えられているのかどうか、少なくとも明確ではない。おそらく、「開市」ということに対して与えられているのだろう。(iv)ある種の税の存在が示唆されているが(文書②)、店賃(昭和25年以降の出店料に相当)を地元の店の者が徴収する慣行がある(文書①)。つまり、市場運営のために負担される(後年の言葉で)出店料の出入れは、市場内部で納められており、市場外部に出でていない。(v)店賃の徴収と掃除(文書①)の仕組み、また、提出文書の代表者名に使われている百姓代(文書②)市場惣代(文書③④)という言葉は、地元の人々からなる市場運営組織の存在を象徴しているとみてよいだろう。

2. 県による二つの規定(明治17年以降)

一小屋掛け料と「願出許可」の要求

①明治17年・小屋掛け料徴収の規定

これまで慣行により道路を使用して開市してきたが、使用を有料にするという規定である。県令と県警部長の連名で、郡区役所・戸長役場あてに出されている。納付は半年ごとである。

乙第百四十二号各町村開市之際從前之慣行ニ依リ小屋掛け取設ケ道路使用致來リ候向モ有之候処将来ハ無料使用不相成候尤小屋掛け之為メ使用致度モノハ別紙離形ニ照準出願何分之詮議請クヘキ様無洩可相示此旨相達候事

但從前小屋掛け営業致來ル町村ハ本年十二月五日限り可願出右期限内何等申出サル
分ハ小屋掛けノ慣行ナキモノト見做シ候条此旨可相心得事

新潟県令永山盛輝代理

明治十七年十一月十七日

新潟県警察部長井上正貞

[以下、別紙雛形が続くが省略する。料金納付状の署名人は、何郡区何町村総代及び戸長
とされている。]⁽¹⁵⁾

②明治33年・市場取締規則

全六条からなり、新潟県知事名で定められている。(新潟県令第百二十一号)

第一条は次の通りである。「第一条 市街若ハ道路ニ於テ各種ノ市場ヲ設置セントス
ル者ハ市場管理人ヲ定メ左ノ各号ヲ具シ地元市町村長ノ奥印ヲ受ケ所轄警察官署ヲ經
テ県庁ニ願出許可ヲ受クヘシ」⁽¹⁶⁾。

こうして、明治初期を過ぎると、まず(i)道路使用料が徴収されるようになり、次に(明治33年)には(ii)市場管理人をおくことが定められ、(iii)市場を営むまでの届出と許可の一般的な必要性が明確化されるようになった。行政当局が露店市場を管理の対象として扱うようになった第一歩である。市場管理人といつても、行政側に所属する役職をおくということではなく、実質的には市場内部の自治的なポスト(たとえば「市場惣代」)を届け出ることと推測される。この管理人には、一定の商品の価格を毎月ごとに表にし一年に一度まとめて報告する義務が課されている(この報告義務は罰則規定つきである)。

許可の更新[次々節(i)、57頁参照]については②の「市場取締規則」では何も言及されていない。

3.『(旧版)新潟市史』中の記述(昭和初年期)

—「道路使用料」を払い一つ自治する露店市場—

『新潟市史』下巻のなかに、露店市場に関する比較的まとまった記述がある。史料による記述ではなく、当時の現状を記述するというスタイルである。刊行は昭和9年であるが、同書上巻の「編纂顛末」によれば、史料蒐集の第一段階は昭和3年3月に終了したとあるので、昭和3年頃の状況が描かれていると考えてよいだろう。

同書下巻第三章「明治以降の商工業」のなかに「四、市場」と題して、「イ鮮魚市場」「ロ蔬菜市場」「ハ特殊市場」の三項が記述されている。「イ鮮魚市場」(「本町通十一番町西側一町」の地域)は、常設の卸売問屋(「元禄年中店持助買〔すけごう〕35軒・借家助買58人」)主体の市場と判断されるので、ここでは立ち入らない。「ハ特殊市場」とは、定期市・盆市・歳の市のことであるが、情報量が少ない。ここでは、「ロ蔬菜市場」のなかでもっともくわしく記述されている「本町通朝市(南市場)」⁽¹⁷⁾を中心に、箇条書きにして検討しておこう。

ここでの文脈で確認しておきたい諸点は、以下の通りである。

(i)「本町通朝市は明治二十二年七月十七日を以て懸の許可を得」とあるので、明治中頃には、既存の露店市場でも「許可」が不可欠となる制度に変化したことがわかる(前項でふれた明治33年「市場取締規則」より早い時期の許可であるが、くわしくは不明)。

(ii)この許可が一定の期間に更新されるべきものなのか、また、この許可は「道路使用」とどういう関係にあるのか、はっきりしない。

(iii)「道路使用料」⁽¹⁸⁾の名目で、1年単位の賦課金が課せられている。五番町は一ヵ年45円72銭、六番町は同45円96銭である⁽¹⁹⁾。出店者の払う店賃は一日あたり間口一間につき三銭である(他に掃除料が同じく二銭)。店賃総額当たりの道路使用料の割合を試算しておく。二部制を通じた出店者数を270人、平均間口(少なめにみて)1.5間、年間営業日数を360日とすると、 $(45.72\text{円} + 45.96\text{円}) \div (0.03\text{円} \times 1.5\text{間} \times 270\text{人} \times 360\text{日}) = 0.021$ となり、2.1%という微額である。この「道路使用料」の性質は、行政当局の財政の収入源というものではないのだろう。後年の視点からみると、「許可」が交付されなければならないとすれば、その必要性の理由を提供するもの、そして、行政当局の管理が露店市場内部に浸透する際の入口となるもの、という性質の方がむしろ本質的であると考えられる。

(iv)町内互選による市場管理人一名が置かれている。この管理人は、店賃の徴収・掃除人の選定などを仕切っている。この運営方式は、北市場でも同様である。

地元の人々や市場関係者による自治的な運営という点については、「古町通夜市」⁽²⁰⁾の記述がくわしいので、参照しておこう。

古町通五・六・七番町では各町おおむね共通して、出店者から徴収した掃除料と電灯料をいったん町内会会計に繰入れ、そこから道路使用料・掃除人夫料・電灯料などの諸経費⁽²¹⁾を支出し、不足額があれば町内居住者から徴収している。

古町通四番町では、地元町内会と郡農会が協力して、出店者の場所割りを行っている。郡農会は、出店する生産者の代表という意味であろう。

さて、以上の(i)～(iv)を要約すれば次の通りである。第一に、諸費用の管理・掃除・場所割りなどの点からみて、市場内部の自治制は、(道路使用料の存在を別にすれば)ほとんど完全といってよいほど、維持されている。第二に、「許可」「道路使用」の概念は既に存在しているが、行政当局の管理を露店市場の自治的な内部に浸透させるために、それらが体系的に組み合わされて使われるという段階にはいまだ至っていない。第三に、古町通夜市が四番町に拡大されたように、露店市場は地元にとって有益なものとみなされていた。地元あるいは行政当局から、「じゃまもの」とみられるふしは、少なくとも表面にはまったく出ていない。

4. 古町夜市継続問題(昭和8～10年)

—管理の方向の出発点—

『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集7 昭和編二(文献番号10)をみると、昭和7～10年に、

露店市場関係の報道が比較的に集中していることに気づく。中心問題は、同8～10年の古町夜市継続問題である。また、この時期の直前には、露店市場に対する行政側の(及び一般の)関心が高まっていて、市内六ヵ所の「道路市場」⁽²²⁾の1年間の総取引き高の推計(昭和6年は109万円強、昭和7年は111万円強⁽²³⁾)や、南市場の歩行者数・自転車数の調査結果の記事も出ていている⁽²⁴⁾。

古町夜市問題のかいつまんだ概略は、以下の通りである。昭和8年5月に古町夜市は、許可の更新期を迎えたが、新潟市当局(市役所と警察署)は一定の条件をつけた上で継続にした。2年後の次の更新期には、古町四番町(同時に、コンピラ通、港町通、学校町二に対して)の露店市場に片側整理案⁽²⁵⁾が持ちだされ、ついには、古町四番町の夜市(同時に、コンピラ通の夜市にも)に十数名の警官が出動するに至っている。

管理の方向の進展という見地から注目されるのは、以下の諸点である。(i)許可の2年更新制が明確になっている。(ii)「許可」は、「道路占用」の許可であることが明確になっている。(iii)許可の権限は、市役所と警察署の二つの系統に所在し、その二つが一体となって管理の方向に向かっている。(iv)昭和8年の更新時には古町夜市に対して、「魚類、筋子又は漬物等飲食物を販売すべからず。市場に於いて飲食物の煮返し又はこれを販売すべからず」⁽²⁶⁾等々の八つの条件が課され、また同10年の更新期には、古町四番町の西側出店者(商人数70名)を整理する片側案が強行されているように、市役所と警察署の連合体が、それまでなら露店市場内部で処理されてしかるべきと考えられる問題にまで具体的にふみこむようになっている。(v)しかし、露店市場は常時管理される対象ではなく、許可更新時に限って介入可能と考えられていたようである。

§ 4-3. でまとめておいた昭和初年期と比較すれば、道路占用の許可の更新をてことして、行政当局が露店市場の内部にまで立ち入って管理しようとする方向が明確になっていることがわかる。(この方向は、戦時期をはさんだ昭和24～25年以降にも、そのまま持ち越され、管理の動きは一層加速されてゆく。)

では、このような管理の方向の明確化という変化はなぜ生じてきたのか。その理由について検討しておきたい。その際、交通上の問題という理由に尽くるという立場をとらずに、できるだけ広い範囲の領域にその理由を求める、という方針をたて、その方針に沿って検討をすすめる。このことをはじめにお断りしておきたい。

前述の昭和8年許可更新時に条件がつけられたことの理由として、新潟市当局の関係者が何を語っているか、追ってみよう。

市役所助役の談話。「夜市が町の発展になることはいろいろな点に於いて考えられるけれども、現在のように街口の真ん中で天ぷらをあげたり魚を焼いたり又漬物屋がひろげ出していくことは実に見苦しい、あんなものであれば許可はできない……」(『新潟毎日新聞』昭和8年4月8日付記事)。

ほぼ同時期に、新潟警察署長の談話も掲載されている。「警察署が夜市を継続許可するかと云うことはまだ県と打合せ中であるので何とも云へぬが衛生上交通上を考慮し現在より改善を加へることになることは当然である許可条件の内容については今の處では云へぬが折角開設したものを廃止する様な野暮なことはせぬ、市場関係者としても衛生上交通上を考へてくれれば条件などそんなにむづかしいものではあるまいとも思われる……」(同上、同8年5月7日付記事)。

おそらく、警察署長談話の中に二度ほど出てくる「衛生上交通上」という観点が、当時の関係者の間で一つの典型的な理由とみなされていたのだろう。しかし、本稿の観点からみると、「夏になれば鮮魚類に蠅が集まり非衛生的であることは何人も認むる處である……」(同上、同8年3月18日付記事中の文章)といつても蠅は露店市場だけでなく常設店舗にも集まるだろうし、また「古町通りは市の中央幹線道路として通行人も多く加へて一朝事ある場合を予想し……」(同上)といつても、まだ実害がおこったふしもないのに、と考えてみれば、この「衛生上交通上」という理由は今ひとつ説得力を欠いている、という考え方も可能ではなかろうか。二つの異なる理由を連結させる「衛生上交通上」という表現も、説得力の弱さを補うためとさえ感じられる。

むしろ、市役所助役の談話中の「見苦しい」という理由のほうが、感覚的な表現であるだけに、かえって率直であるように思われる。市民の間ではそういう見方は一般的でなかったであろうが、露店市場が「見苦しい」ものであるという見方は、それまでにはなかった、この時期に初出のものである。(近頃では、露店市場を街の風物詩と見る見方もあるが、この見方に至るまでには、露店市場自体の相当な変質をまたなければならない。)

さて、この時期の露店市場がある一面で、整理されるべきじやまなものと扱われた理由として、以上のような衛生上・交通上及び美意識上の問題の他に、うがちすぎかもしれないが、公設卸売市場建設プランとの関連が指摘できるかもしれない。

大正12年に政府が「中央卸売市場法」を制定し、その後、新潟市でも公設の中央卸売市場の建設は、長らく持続的に検討されていた(文献番号2、440頁以下)。(この公設中央卸売市場は昭和39年によく完成する。)

たとえば昭和5年4月には、その候補地として、万代橋上流の埋立地(1万5千坪)が話題になっている(『新潟毎日新聞』昭和5年4月19日付記事、同23日付記事)。前述の古町夜市問題の渦中においても、(このプランの一種かとも考えられる)露店市場の市営案の方向が、ちよくちよく姿をあらわしている。昭和9年ある日の新潟市公企業調査委員会の市場市営に関する小委員会では、「朝市場並びに夜市の市営は値段の協定、販売品の向上等を図る上に最も妥当なる方法であると云ふべく」、市場の市営案が結論されている(『新潟毎日新聞』昭和9年11月21日付記事)。引用した記事中でははっきりしないが、この露店市場市営案は、公設卸売市場建設プランとからんでいる⁽²⁷⁾と判断しておきたい。露店市場が「衛生上交通上」の問題を

抱え「見苦しい」存在であるから、公設卸売市場をつくるのか、それとも、公設の中央卸売市場を設けるためには、それと競合する側面をもつような露店市場のある部分は不要である（従って「見苦しい」存在と見えてしまう）、という論理なのか、判然としがたいが。

以上の記述では、露店市場に対する新潟市当局の管理の方向の始動を指摘し、次に、その方向と公設卸売市場建設プランとの関係が比較的密接であるという印象を与えるような、論述のスタイルをとった。しかし、これら二つの「管理」と「プラン」の流れは、独立の系列であるという考え方の可能性はやはり残っている。この問題は、今後の検討課題となるし、また読者の解釈に委ねたい点もある。

§ 5 昭和25年新潟市露店市場管理条例—管理の枠組みの完成—

1. 露店市場が「道路占用権」を失う

行政当局がある露店市場全体の管理の任にあたり、さらに個々の露店に対する許可権を持つという枠組みは、敗戦後に成立した。この枠組みに明確な法的根拠を与えたのは、昭和25年3月29日制定の条例第15号「新潟市露店市場管理条例」である。この条例はその後何度か部分的に改正されたが、条例の大枠そのものは今日まで持続している。

市役所による露店市場の管理とは具体的にどういうことか、昭和25年5月のある新聞記事が適切に説明している。「……〔新潟〕市が直接管理の方法を取ることになり次の事項を決定した ①従来の道路占用権を市がこれを取得する②業者の地割は〔新潟〕市できめる③出店料および清掃料は関係方面と協議市長が決定する なお道路占用権放棄届けの提出と各市場の実態調査を終り次第全市常設露店市場は市管理に移される」⁽²⁸⁾

このような「管理」は、条例制定に先立って、昭和24年から実質的に実行されていた（新潟市産業課による管理。文献番号2、43頁）。この動きは、昭和24年4月7日付の「新潟県公安委員会連絡協議会」から出された次のような通達に基づくものである。条例には書かれていらない背景説明を含んでいるので、引用しておく。「県下各市町村における……臨時市場の管理は従来個人名義或いは露店商組合名義等で道路占用権を得て運営し、出品者からそれぞれ権利金その他名義で金銭を徴収、これらのものがボス的存在となって善良な商人を強制の上仲間搾取を為し、必然的に犯罪の温床となり、或いは衛生、交通等の面にも好ましからぬ問題を惹き起した事例も少なくないので、……此の際ボス的存在人名義の管理を避け、市町村自体或いはその他公共団体が道路占用権を得て、市場を管理する事が明朗市場を建設できる最良の方策であるとの結論に達し……自由闊達なる商取引を助長し、明朗な青空市場の出現を期待し得ると思われる……」（文献番号2、43頁）。

この通達によれば、主要な制度面の変化は、道路占用権に関するものである。従来は、露店市場側が保持していたが、この時期を境に、道路占用権は當時行政当局の手もとにある、と変更されたわけである。この通達の説明を見るまでははっきりしなかったが、§ 4-4. でふれ

た昭和8～10年の時期に「許可更新」の機会にだけ行政の介入が行われたのは、いったん更新されればその期間内は道路占用権を持つ露店市場側が相対的に強い立場にたったからであろう。しかし、この通達による変更後(正確には、条例制定後)は、道路占用権を放棄した露店市場は、論理的な可能性としては、いつでも介入を受けうる境遇へと移行したわけである。こうして「同一の場所での営業」を確保するための、露店市場存立の基本要件にしてウィーク・ポイントでもある「開設場所」をコントロールする能力は、露店市場内部の自治的組織の手から離れ、それに伴って出店料・地割りに関する自動的な慣行も、第一義的には市役所の手に委ねられることとなった。

条例条文から読み取れる範囲内で、主な変更点をまとめておこう(昭和25年時点での変更に限定し、それ以降の改正点にはとくに断らない限り立ち入らない)。

(i)第四条で「露店市場は、市長の管理とする」と定められたので、露店市場側の自治は原則的には否定された。(ii)個々の露店は市長の許可を得て出店できることになり、常置露店の許可有効期間は一年間とされた。(iii)市長は、正当な理由があれば、許可の変更・取消、また市場からの退去を命ずる権限をもった(この権限が実際にどの程度行使されたかは不明)。(iv)出店料は、開設日に市吏員が露店出店者より直接徴収する。市吏員以外の、地先の居住人その他の人が、金品を受けとることは禁止された。(露店市場の運営経費は、市の予算から露店市場側へと支出されるようになったと推測されるが、出店料は形式的にせよともかく一度露店市場外部に排出されることになった。)(v)露店市場内部で組合をつくる場合には、市長への届出が必要になった。(vi)個々の露店の配置、つまり地割りに関する言及はとくにない。「市長の管理」下に入るというのが、一般原則であろうが、実際には従来の慣行がある程度残されたのではないかと思われる。

露店市場管理条例とほぼ同時期に「新潟市露店管理規則」(昭和25年4月)も制定されている。同規則によって、管理の細部が定められている。たとえば、(vii)「(地先の人の)出店承諾書」からはじまって、「出店廃止届」「休業届」「出店地変更願」にいたるまで、書類の様式が細かく定められている。提出人の現住所の他に、本籍地住所の記入を要する書式が多いのには驚く。(viii)届けなしで五日以上休むと、許可の取消がありうる。(ix)昭和29年3月の「規則」改正以後、露店市場を巡回する職員に、身分証明のための「証票」を携行させている。

ほかに、警察署からの「許可」については上記「条例」「規則」中には言及がない。他の条例によるのか、あるいはこの時期にはまだ制度化されていなかったのか、不明である。ただし、資料番号24の中にあった「新潟市露店市場管理経緯」によれば、昭和43年に、「道路法及び道路交通法による占用許可」(一年更新)が道路管理者としての市役所から、また、管轄警察署から三ヶ月更新の「道路使用許可」が出されるようになった、という記述がある(白山浦朝市場の問題がきっかけになり、これ以降ふたつの「許可」が制度化されたようである。その許可を申請するのは市役所であると思われるが、はっきりしない点も残る)。

さて、このような変更を正当化する理由として、「通達」中で前面に出ているのは、「犯罪の

温床」ともなりかねない)「ボス的存在」の排除である。昭和10年までに既に挙げられていた「衛生上交通上」の他に、「ボス的存在」という新しい理由が出現している。露店市場に対する市役所管理の進展は、一方で「場所」に関するコントロール力をめぐっており、他方で管理を正当化する新しい理由の発見をめぐっている、といつてもよい。

この時期の露店市場に、このような「ボス的存在」が実際にどの程度存在したのか、とくに(§ 4-3. でふれた)昭和ひとけた年代に確固とした自治的運営方法を備えていたことが明らかな伝統的な露店市場にも、存在したのかどうか、具体的な細部においては不明である。「ボス的存在の排除」という理由は、この時期の露店市場内部の変容に直接対応して新しく発見されたというよりも、むしろこの時期の社会的経済的なマクロな状況の文脈から導入されたもの、という見方も可能であろう⁽²⁹⁾。

というのは、「通達」の中の「ボス的存在」「自由闊達な商取引」という言葉使いは、「独占禁止」「公正な経済競争」などの、当時のG H Qの力を背景にした社会の流れを敏感に取入れているふしが窺えるからである。

「通達」の1年後に制定された管理条例はこの点を、第一条冒頭で直截に語っている。第一条は次の通りである。「第一条 この条例は、連合国総司令部覚書の趣旨に従い、露店営業者間に存在した統制団体を除去し、将来におけるその再発を防止するとともに露店営業者をして自由公正な経済活動の機会を助長し、且つ経済的地位の向上を図ることを目的とする。」(『新潟市公報』第87号20~23頁、資料番号24、また文献番号22、457頁以下)

2. 「総司令部覚書の趣旨」とは何か

「総司令部覚書の趣旨」という表現は、まことに曖昧である。露店市場に少しでも関連するような何らかの指示がG H Qから出されている、と思わせるような表現である。当時の総司令部は、日本政府に対して指示を出し日本政府がそれを実行する間接統治の建前であった。また、新潟市に置かれた「軍政部」から、その県側の窓口であった「涉外課」へは、口頭を含めて多くの指示が出されたといわれている⁽³⁰⁾。したがって、当時の一般の人々にとっても、また今日のわれわれにとっても、どのような指示が実際に出されたのか、あるいは出されなかったのか、確かめるすべはほとんどないというのが実情である。

しかし、筆者の調べた限りでは、また「趣旨」というばかし表現が使われていることからも、§ 5-1. の項で述べたような管理方式を特定するような指示(口頭も含めて)が実際に出されたとは思えない⁽³¹⁾。

おそらく条例第一条の条文は、「総司令部覚書の趣旨」という表現で、露店市場の管理という大きな変化が、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年4月制定)や「過度経済力集中排除法」(同22年12月制定、文献番号31、716~742頁)の流れに沿うものであり、したがってつまるところはG H Qの政治的力を背景にしている、といいたいのであろう。

しかし、「独禁法」「集排法」という一連の法律は、独占企業・財閥を対象とするものであって、露店市場の問題がその視野に入っているわけではないことは明瞭である。(経済領域の問題とは独立に、「日本社会の民主化」とくに「暴力団の一掃」というテーマとの関連性も検討されるべきであるが、ここでは立ち入らない。『日本の管理の機構と政策』1951、文献番号29、161～163頁)。

視点をかえていえば、戦前期からもちこされてきた「管理」の方向を、露店市場側が道路占用権を放棄するというかたちにまで押しつめるためには、虚構とほとんど紙一重といわざるをえないような正当化の論理を用意せざるをえなかった、ということであろう。その正当化的最終的な根拠は、地方自治体の力をはるかに超えた外部のG H Qの権威であった⁽³²⁾。

3. 露店市場側の反応、昭和25年当時の露店市場の分布など

制定された条例は、各条文ごとに露店・露店市場と新潟市長の関係が具体的な手続きに則して記されているだけである。この条例が、§ 5-1.に述べたような大きな変更を意味しているということは、これを読んだだけではわからない。露店市場の人々は、この変更をどのように理解しただろうか、またどのような反応を示しただろうか。

当時の新聞記事の中に、この変更を露店市場の市営という文脈で報道しているものがあることは、既にふれた。§ 4-4.で述べたように、戦前期に市営という案が出されていたので、その延長で理解されたものと思われる。

昭和24年5月21日付の『夕刊新潟』によれば、本町商店街の役員会は、関係者に対して三項目の要望を出した。そのうちの第一項目は次の通りである。「本町市場の道路占用権、開店権は町内が所有しているから受入機関は町内であり市管理にうつされた場合市と町内で協力して受け入れたい」(文献番号13、41頁)。この要望を見るかぎり、道路占用権をめぐる大幅な変更の理解は、あたらずとも遠からずといった程度であったようだ。

市役所の対応は、現行の場所の使用はそのままで、実質的な変更なし、というものであったから、新聞記事でうかがう限り、露店市場側の反応はなべて穏やかである。概して露店商・露店市場というものは、場所に対する介入が現実になされるまでは、とくに騒ぎ立てることはないようだ。おそらくこの時点では、市役所管理の開始が、後に、半ば強制的な移転や部分的な開設禁止につながることになるかもしれない気づいていた人は少なかつたろう。

条例の別表には、対象となる15の露店市場が列挙され特定されている。その後の改正による別表への追加および別表からの削除を付け加えて、表2に示す。本町朝市と本町市場は同一場所でありながら、時間帯のちがいによって二カ所と数えられている。これは、卸売と小売の区別にほぼ対応する「二部制」が採られているということである。このことは既に述べた。

表2 昭和25年露店市場管理条例別表中の露店市場、及びその後の変化一覧

※注 「開設日時」は当初のもの。ただし括弧(21)(22)は現在のもの。表中では年号「昭和」・年・月を省略している。日付は、できるだけ条例公布の日付に従うようにした。

	市場の名称	開設区域	開設日時	条例別表にみられる削除・及び追加の時期
昭和25年当時の市場	(1)本町朝市	本町通四番町、五番町、六番町	毎日午前四時～午前八時まで	四番町は32.3の別表に含まれていない。 (33.7に削除明記)戸は朝市の部は39.10.に削除
	(2)本町市場	本町通四番町、五番町、六番町	毎日午前八時～午後四時まで	四番町は32.3.の別表に含まれていない。 (33.7.に削除を明記)
	(3)金比羅市場	西厩島町、株川岸町通二丁目一部、住吉町一部	毎日午後三時～午後四時まで	
	(4)本町下市場	本町通十二番町、十三番町	毎日午前四時～午後四時まで	32.3 朝市の部と昼市の部にわけられる 朝市の部は39.10.に削除
	(5)白山市場	学校町通一番町、裁判所東側	毎日午前六時～午後四時まで	28.8.に削除
	(6)白山朝市場	学校町通一番町、裁判所西側、医学町通一番町	毎日午前六時～午前八時まで	28.8.に削除
	(7)学校町市場	学校町通二番町	毎日午前六時～午後十時まで	29.3.自然消滅により削除
	(8)駅前市場	流作場新潟駅前通	毎日午前六時～午後八時まで	32.3.の別表に含まれていない。 その時期におそらく削除
	(9)東堀市場	東堀前通四番町、東堀前通五番町、九番町	毎日午前六時～午後十時まで	32.3.の別表に含まれていない。 その時期におそらく削除
	(10)西堀市場	西堀前通五番町、六番町	毎日午前六時～午後十時まで	32.3.の別表に含まれていない。 その時期におそらく削除
	(11)山ノ下市場	山ノ下通三丁目	毎日午前四時～午後三時まで	32.3.朝市の部と昼市の部にわけられる 39.10.朝市の部削除
	(12)沼垂古町市場	沼垂古町一丁目、二丁目、三丁目	毎日午前六時～午後三時まで	31.6.に削除。おそらく(20)に移転か
	(13)古町夜市	(旧新潟)古町通五番町、六番町、七番町、八番町、九番町、十一番町	毎日午後五時～午後十時まで	32.3.の別表に含まれていない。 その時期におそらく削除
	(14)多門通市場	多門通	毎日午後五時～午後十時まで	32.3.の別表に含まれていない。 その時期におそらく削除
	(15)鍛冶小路市場	鍛冶小路(東堀より古町まで)	毎日午前八時～午後四時まで	39.10.に削除
その後に追加された市場	(16)白山浦朝市場	旧白山駅前東側白山浦一丁目一部	毎日午前四時～午前八時まで	27.12.追加。39.10.に六時開始に変更 43.9.に削除
	(17)白山浦市場	旧白山駅前東側白山浦一丁目一部	毎日午前八時～午後四時まで	27.12.追加 62.6.自然消滅により削除(?)
	(18)松浜市場	松浜町新屋敷、本村	毎月2と7のつく日、午前五時～午後三時まで 1・4・7・10月は本村、その他の月は新屋敷に開設	29.3.新潟市と合併のため追加 34.9.本村部分を削除して、新屋敷に一本化 39.10.朝市の部削除
	(19)沼垂朝市	沼垂上町、中町(寺町堀)	毎日午前四時～午前八時まで	30.3.に追加 39.10.に削除
	(20)沼垂市場	沼垂上町、中町(寺町堀)	毎日午前八時～午後四時まで	31.6.に追加 40.6.に削除
別表にない市場	(21)内野市場	内野町(旧)局前通	毎月1日と15日 午前七時半～午後四時まで (冬場30分繰り下げ)	35.1.内野町合併のため編入 内野市場共栄会に運営を委託
	(22)酒屋市場	酒屋町川前	毎月2日と7日のつく日、午前七時～午後二時まで	32.5.旧両川村合併のため編入 酒屋市場共栄会に運営を委託

別表中15ヶ所の露店市場は、当時存在していた実際の露店市場を網羅しているかどうか、別の資料とつきあわせておこう。『新潟市政進展史』第四巻によれば(43~44頁)、昭和24年当時の露店市場の数は、計14ヶ所である。同書では、(i)沼垂地区に二ヶ所の市場が数えられている、(ii)東堀市場が挙げられていない、(iii)学校町二の市場は24年に開設後1ヶ月で消滅とされ数に含められていない。「別表」では(i)沼垂地区に一ヶ所の市場、(ii)(9)東堀市場があり、(iii)(7)学校町市場がある。このように若干の出入りはあるが、二つの資料中の露店市場名はほぼ一致しているといってよい。

すでに注22でふれたが、「別表」中の(7)~(11)・(14)・(15)の各市場はおそらく戦後に登場した新顔である。

§ 6 東京都の露店廃止(昭和24~26年)―比較のために―

戦後の新潟市では、上述のとおり、露店市場の市役所管理が制度化された。比較のために、戦後の東京都の事例に簡単にふれておきたい。東京では露店⁽³³⁾廃止の方向がとられた。G H Qの指示が出たとされている時点から、約2年半という短期間に、(特定業種の露店を除いて)道路上の露店は廃止された。

東京と新潟市では、露店市場の伝統や機能、また都市環境など諸条件が異なっていたであろうから、単純な比較はできないかも知れない。しかし、戦後期という、露店市場にとって経済面に限っていえば好都合な時期に、行政当局の介入(市場外部の・経済外的要因ということ)を受け、その介入の様相の違いによって、一方では、その後の露店市場の存続が許容され、他方では、露店市場の消滅が結果されている、という図式的見方も可能であろう。つまり、露店市場が衰退するのは、その流通上の合理性の低さのために、大型店などの他の業態との競合に負けてゆくためである、という見方だけでは十分でなく、行政当局が露店市場をどのように扱うかという要因も相当な規定力をもっている、という本稿の基本仮説のための例証として、二つの事例を考えたいわけである。

より一般的なレヴェルの言葉でいえば、露店市場の変動に影響する諸要因の分類軸として、まず、市場内部——市場外部、経済的要因——経済外的要因という二本の軸を考えたい。そして、これらを交差させて、(1)市場内部の経済的要因 (2)市場外部の経済的要因 (3)市場内部の経済外的要因 (4)市場外部の経済外的要因 という四つのカテゴリーを考えておく(表3)。大型店との競合というのは(2)のカテゴリーに属する要因、行政の介入というのは(4)のカテゴリーに属する要因を考えていることになる。

表3 露店市場の変動に影響する諸要因の分類

	市場内部	市場外部
経済的	(1)	(2)
経済外的	(3)	(4)

さて、東京で露店が廃止となった経緯は大略以下の通りである。『東京百年史』第六巻(文献番号26、135頁以下)によれば、昭和24年8月4日にG H Qから露店整理の指示が出された。昭和24年9月現在で、許可を受けていた露店は、総数7718軒であったという。組合方式による集団移転、転廃業などによって、結局昭和26年12月いっぱいまで、(新聞立売り・宝クジ売り・靴みがきを除いて)道路上の露店は廃止された。

新潟市の場合と同様に、G H Qの指示の詳細は不明である。しかし、何らかの指示が出されたのはおそらく確実である。ただ、その内容が露店の(わずかな業種を例外とする)禁止まで意味するものであったかどうか、疑問は残る。

当時の露店商グループのリーダーであった人が、ある書物の中でインタビューに答えて次のように語っている。「だが、いくらおどろきあわてたところでラチがあくわけのものじやがないから、さつそく有力者の手を通じていろいろ探つてみると、このムチャな命令の背後には、どうやらアメリカさんのあるらしいことがわかりました。ジーンと腹にこたえましたねえ……」(北鬼助「露店商グループ」、文献番号27所収、193頁、『東京百年史』第六巻844頁にも引用されている)。

昭和24年9月から同27年1月にかけて、露店消滅の過程に関する新聞報道は比較的多い。露店廃止決定の理由を、それらの記事からひろっておこう。

G H Qの指示の直後9月14日に開かれた都知事・警視総監・消防総監・都内区長らの合同会議で、露店廃止が決定されている。翌日の新聞は、その決定の理由を「露店が交通上の障害になり、飲食店は不衛生なものが多く、都市美観をそこなうということにある」と報じている(『朝日新聞』東京版昭和24年9月15日付記事)。この理由は、§ 4-4. でふれた昭和8年当時の新潟市であげられていた理由とほぼ同じである。

露店業者側の反対運動は、廃止決定直後に一万人規模の大会でピークに達しているが(同上昭和24年10月14日付記事)、移転先斡旋の約束がなされたこともあるって、その後約二ヵ月という短期間で収束している(同上昭和24年12月17日付記事)。

反対運動収束の途中で、総司令部公安課の担当者に対するインタビューが掲載されている

(同上昭和24年11月5日付記事)。G H Qは、都行政当局の決定を支持する。その理由は「これは露店を廃止するということではなく、邪魔にならない場所に移つてもらうことだ。また、表面には出でていながら、露店商を支配しているボス勢力は除かねばならない。……ニューヨーク市でも⁽³⁴⁾かつて同様の事〔移転〕が行われたが結果はよかったです」と語っている。同時期の新潟市と同様に、やはり東京でも「ボス勢力」の排除という側面が(G H Qの視点と結びついで、あるいは結びつけられて)注目されていたことがわかる。露店商における「ボス勢力」という観念をもちだすのは、この時期の日本にはやった流行現象なのかもしれない。

この「ボス勢力」という言葉は、「暴力団」「親分」「香具師」「テキヤ」を、あるいはその一部をさしていると理解される。しかし、露店が「ボス勢力」によって支配されているという観念は、どの程度、実情をふまえた上で出てきているのか、偏見なのではないか、という疑念が残る。念のために付言しておくと、伝統的に「香具師」「テキヤ」と呼ばれる人々は、祭礼市・縁日市などの「たかまち」系統の市において商売することをその生計の基本パターンにしている露店商のグループである。したがって彼らが、本稿で扱っているような(日常生活関連商品が流通する)露店市場・露店での営業を主要な収入源とすることは、通常では考えられないことである⁽³⁵⁾。

§ 7 管理された露店市場のその後—二つの出来事—

新潟市における管理条例制定以後の変遷の中から、本稿の観点からみてとくに重要なと思われる二つの出来事をとりあげておく。白山朝市・白山市場の移転問題と、新潟市全域における朝市の廃止(あるいは禁止)の二つである。

新潟市の露店市場は、遅くとも昭和50年代には既に衰退期に入っていたかと思われる業界である。この間のプロセスをデータの時系列的比較をもって示す余裕は残念ながらない⁽³⁶⁾。

したがってこの衰退がスタートした時期、および衰退に作用した諸要因を特定することもむずかしい。しかしながら(本稿では批判的な観点から検討している)競合による衰退という見解に立つとすれば、大型店が新潟市に進出し始めたのは全国的な趨勢からみればやや遅れて昭和40年に入ってからといわれているので⁽³⁷⁾、露店市場衰退のスタート時点は同40年頃ということになろう。

しかしながら、その昭和40年代にわずかに先立って、朝市場が廃止されている(同39年)。この廃止は、露店市場全体にとって相当な衝撃を与えたと推測される。以上の推論がもしかたっているなら、露店市場管理条例に基づく行政の裁量+他業態との競合という複合的な要因が、新潟市の露店市場の衰退に作用した原因として考慮されなければならないということになる。東京都の事例を比較の基準にとれば、新潟市の管理の方向(管理の枠組みとその運用を含めて)は、露店市場の存続にとってとくに好都合でもとくに不都合ともいえない、要するに先細りというコースをたどるほかはないよう環境を準備したといえるかもしれない。

もっとも行政側からの強い介入が仮になかったとしても、露店市場はその他の諸要因の作用によって遅かれ早かれ衰退しただろう、たとえば東京都の事例における露店禁止の措置は、そのような趨勢をほんのちょっとだけ早く先取りして集約したにすぎない、という議論も十分に可能であろう。しかしこの種の議論は、本稿のそもそも出発点(定期市の地域限定性を問題にするという発想)と両立しがたいような(大雑把にすぎる、しかし現状では反論するのが容易ではない)議論であると思われる所以、これ以上立ち入らない。

1. 白山朝市・白山市場問題(昭和26~31年・あるいは同43年まで)

白山朝市と白山市場という二つの市場は、昭和25年管理条例「別表」および『新潟市政進展史』(文献番号2、103~107頁)によれば(以下の記述も主に同書による)、開設場所を一部重複させつつほぼ隣接しており、また開設時間は、前者が午前6時~同8時、後者が午前6時~午後4時となっている。具体的な位置関係に不明点があるが、おおまかにみて、重複する、あるいは隣接する場所にたつ一種の二部制の市場であると考えておこう。開設場所は、現在の(新設された)新潟市役所庁舎の東側に位置する、新潟地裁・簡裁の周囲を中心とする一帯である。この一帯に市場がたつようになったのは戦後のこととされ⁽³⁸⁾、本町南市場(本町朝市・本町市場)や本町北市場(本町下市場)のような歴史の古い市場とは異なる、後発の露店市場である。

この市場は(ひとまとめに考えて単数で扱う)、地元住民(及び公的施設)からたび重なる移転要望が出されるために、常に移転問題に悩まされていた。後発のゆえに、露店市場の開設場所としては必ずしも適切な場所ではなかったのだろう。移転陳情書は、まず昭和26年11月に地元住民から、次に同年12月に新潟地裁所長から出され、いずれも新潟市議会商工委員会で審議されている。

市場側は、移転反対陳情書の提出、新しい組合の結成、右派社会党との提携、ビラの配付、トラックによる市内宣伝などを用いて、これに対抗している。

市議会は地元住民側の陳情を受け入れて、白山朝市・白山市場を条例別表から削除する改正を可決した(昭和28年8月4日)。これは、現に存続する露店市場を禁止するという意味での「削除」である。削除にもかかわらず営業を続ける市場に対して、同年9月26日早朝に警察官約80名が出動し、三日間にわたって衝突が発生した。その後、第三者(新潟日報社専務)による調停もあって、近接した地域への移転が決まり、一応の解決に達している。

移転先は、白山浦であった。昭和27年12月に条例別表に追加された白山浦市場が既に存在していた場所である。現在の新潟市庁舎を中心にして考えると、おおよそ、その東にあたる一帯から、西側のほうへ移転したことだろう。この移転は、昭和29年1月から実施された。しかし、移転先でもこの市場は地元住民からの反対にあつた。

同29年6月30日に、県庁裏(学校町二⁽³⁹⁾)の住民十人(代表は二名の弁護士)が市長を相手に

行政訴訟を起した。その内容は、移転によって新規に開設された市場の取消を求めるものであった。

この住民グループが露店市場に反対する理由は、「……本年一月二日同市場が開設されてからは毎朝早くから喧そうを極め、そのうえ民家に放尿し清掃も不十分で日常生活上非常に迷惑」というものであった(『新潟日報』昭和29年7月1日付記事、また文献番号2、167頁)。先発の露店市場は中心部の商業地区にあるので別であるが、後発の露店市場は場合によっては地元住民生活の妨害要因になりうる、という時代になったわけである。

結局、この市場は常設の建物を組合方式でつくり集団移転するという方向に進んだ。昭和43年10月に建物(所有地の一角に建物があり、その脇の所有地内に露店もつくという形式)が完成したあとは、白山浦露店市場は自然消滅に近いかたちで出店者が激減していった(行政訴訟は昭和31年に取り下げられた)。

この事例は、(新潟市の露店市場全体にかかわる話ではないが)ある露店市場の消滅に、市場外部の経済外的要因が強く影響した典型例である。その際行政当局は、地元住民の反対に先導されそれを集約するかたちで、プロセスを押し進めてゆくいわば進行係の役割を果たした。また、衛生問題が理由となったのは、販売品の衛生(市場内部の問題ということになる)という文脈ではなく、市場の外部環境に対する衛生という文脈である。問題要因の発生という観点からみて、これもそれまでになかった新しいパターンである。以上の諸点を、前述の§ 6—表3の見地から要約しておこう。

露店市場の変動という一般的な項目の内容を、ここでは出店数の減少と特定しておく。住民の反対→行政当局の行為(条例改正・警官出動・詰合い・常設建物建設の斡旋及び援助)は、四番目の市場外部一経済外的要因に相当し、それらが「移転」問題へとなだれこんでいる。一般的に考えて、移転によって(たとえば、出店上のあるいは商売上の便宜の変化によって直接)出店数が増減したというのであれば、「移転」を、三番目の市場内部一経済外的要因とみなしたい。このケースの第一回目の移転では、出店数の変化を結果したのかどうか不明である。第二回目の移転は、建物を含む組合所有地への移転であるから、市場の移転なのか、露店市場の発展的消滅なのか、判断に迷う。ここでは解釈を少し歪めて、「移転問題」の発生によって出店数が次第に減少したと想定しておこう。

諸要因のカテゴリーという言葉を(分析的な意味で)次元といいかえると、住民の反対→個々の露店の出店許可権をもつ行政の様々な行為の発動、というプロセスは、市場外部の経済外的次元に位置づけられ、そこからプロセスは市場内部の経済外的次元(場所の移動による、出店上・商売上の諸便宜の縮減を想定している)に移行して、露店市場の衰退を招來した、とまとめられよう。もし、住民の反対→客数の減少・売れゆき不振→露店市場の衰退という事態であれば、市場外部の経済外的次元→市場内部の経済的次元→露店市場の衰退というプロセスに一般化できるが、いまの事例は上述のごとくそれとは異なるプロセスをたどっている。

2. 公設中央卸売市場開設に伴う朝市の削除(昭和39年)

さて、昭和39年10月から市内の早朝の露店市場がいっせいに廃止された。これは、公設中央卸売市場の建設が完成し同年同月に業務が開始されたので、そちらと競合することになる朝市部分が条例別表から削除されたためである⁽⁴⁰⁾。

中央卸売市場開設は、全国的規模の時代の流れに沿ったものである。新潟市におけるこの建設計画は、昭和の初めから存在した。この点については、§ 4-4. でふれた。このプランは戦時期に中断していたが、戦後昭和28年頃に「建設協議会」ができ、同34年に農林省の要望もあって実現化の運びとなり、新潟駅近くの上所島に同39年に完成した。全国で23番目の建設であったという(文献番号 2、440~443頁)。取扱品目は「青果」と「鳥卵」、昭和40年一年間の青果取扱高は金額で約27億円である(競合する朝市での総取扱高は不明)。

この間の事情を物語る起案書(昭和39年9月3日付)が『露店市場管理条例(綴)』の中に残っていた(書き直された箇所があるので読みにくい。繋がらない箇所はブランクにしておく)。「中央卸売市場の開設に関連し、全市の露店朝市 出店者中、中央卸売市場法に抵触する業を営む卸売(生産者及び仲買人 行うものを含む)行為を禁止するためと、条例に規定の事項に対する違反者に対し出店許可の取消し事項の追加を内容とする改正と、全市の露店朝市を禁止するため、露店市場管理条例の一部を改正する条例を……設定いたしたいので……」。

この改正により、(白山浦朝市[午前六時開始]を別として)露店市場の開始は午前八時以降になった。つまり、五ヶ所ほどの朝市が廃止された⁽⁴¹⁾。

このことは、露店市場にとって二重の意味をもっていた。第一は、当然のことながら朝市の消滅である。(具体的な数値はないが)朝市に出店する人々がまだ存在したと推測される段階での削除である。『露店市場管理条例(綴)』には、「本町朝市出店者に対する廃止通知票」(手書き)と題する文書も残っている。「あなたの出店している本町朝市場(開設時間午前4時から午前8時まで)はこの度露店市場管理条例の改正によって10月1日から廃止となり本町朝市場への出店はできなくなりましたのでお知らせいたします」。つまり、公設中央卸売市場と露店市場朝市の部とのあいだに現実に競合が発生し、その競合の結果、露店市場朝市の売れゆき不振を招き衰退する、というプロセスではなく、中央卸売市場の建設→別表からの朝市の削除→朝市の消滅というふうに事態は進行したわけである。

第二に、朝市の消滅は昼の市(ひなかの市)にも連動して影響を及ぼしたと推測される。朝市に来る生産者は生産物を売って得た現金を使って、昼の市で町の商人の露店から買い物をして帰ったものだ、といわれている。つまり、二部制のイチの場合、朝市の部の売手→昼市の部の買い手というパターンが、連続するふたつのイチをつなぐ鎖の一つの輪になっていたと考えられる。したがって、朝市の消滅はこのパターンを壊したであろうから、商人が多く並ぶ昼の市の売れゆき不振を招いた可能性がある。かりにそうであれば、朝市の消滅は、後続する昼の市における(推測になるが)売れゆき不振→出店数の減少、あるいは、売れゆき不振→後

継者難⁽⁴²⁾→出店数の減少という玉突き効果を生んだ可能性が指摘できるだろう。

以上のプロセス(推測を含む)を試みに図示しておこう(図1)。

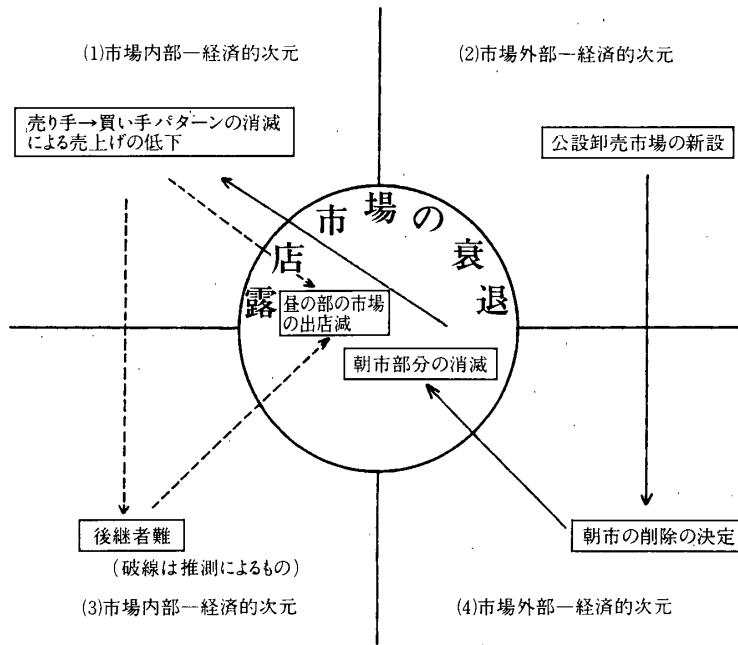


図1 朝市削除による露店市場衰退化の過程

§ 8 おわりに

すでに予定の紙幅を超過しているので、昭和52年に書かれた起案書を引用して簡単なむすびに代えたい⁽⁴³⁾。

この起案書の趣旨は次の通りである。これまででは、道路の交通機能を重視して、常置露店の許可は一代限りとしてきた。常置露店が減少の一途を辿り、臨時露店⁽⁴⁴⁾がふえてきた。今後は空きスペースがあれば、新規の常置露店をふやすことにしたい……。

市役所の方針が、露店に対する一般的な抑制から保存の方向へと、この頃に大きく変化したことがわかる。同時に、露店市場に対するまなざしも、ほんの一世代前(に存在したある見方)と比べると驚くほど柔軟なものへと変化している。

「露店市場は長い歴史の中でその取り巻く環境の変化により衰退の一途を辿っている市場もありますが、依然として活発に機能を果たしている市場もあり、近代化され合理化されて行く流通機構の中にあって素朴さと心の触れあいの場としてその存在価値は近年高く評価されてきております。

市としても、市民の台所として多くの人から親しまれ、利用されている露店市場の機能を一層高め、明るい市場とするため、……過去における方針を改め……露店市場の正常な管理をはかりたいので、その基本方針についてお伺いします。

なお、この件については、各市場組合並びに地先商店街からも要望がありますことを申し添えます。」⁽⁴⁵⁾

この起案書が書かれた時期の少し前の昭和40年代は、大型店の進出が重なった時代である。その直前には、すでに述べたように朝市の禁止があった。大型店という強力な競合相手の出現は、露店市場の(すでにはじまっていたと思われる)衰退の度合を加速させる方向に作用しただろう。そして同時に、その衰退のプロセスの出発点を大型店の出現に求め、そのプロセスの全体を、強力な競合相手の出現→露店市場の営業不振→(転廃業及び後継者難による)出店露店数の減少、という比較的単純なパターンによって説明してしまう、(露店市場で今日よく耳にする)通念を生みだすことに寄与したのではなかっただろうか。

こうして新潟市の露店市場は、「衛生上交通上」の見地から、あるいは「ボス的存在」の資金源として問題視されることからも解き放たれて、あたかも流通業界の谷間に咲く一群の草花とでもいうように、「素朴さと心のふれあいの場としての存在価値」というそれまでとおそらくはまったく異なる（ある意味で狭い、その狭さゆえに新しい）文脈に置き直されて眺められるようになった。「風物詩」としての露店市場——今日では全国的にこの見地が支配的である⁽⁴⁶⁾。昭和52年の起案書は、この見地を見事に表現している⁽⁴⁷⁾。

【謝 辞】

二冊の(仮綴じ)「資料」の閲覧を許して下さった新潟市役所商業観光課の方々に感謝する。この機会によって、公刊資料を探索するための指針が与えられた。加藤さん、帆刈さん、永塚さん、前川さん、斎藤実さん、渡辺岩松屋さんには、表1作成のためにご協力を頂いた。

新潟大学のかつての同僚の何人かの方々(とくに、渡辺道昭・鈴木孝庸・石崎誠也の各先生)からは、さまざまな御教示と御援助を得た。新潟大学図書館参考調査室の曾我恵子さん・渡辺千代美さん他の方々には、文献に関する御教示を頂いた。校正では松本範子さんの御助力を得た。記して謝意を表する。

注

(1)石原潤（1987）文献番号39、344頁参照。他に、文献番号34～38も参照のこと。なお、文献番号（また資料番号）は本稿末尾の一覧表を参照のこと。

新潟県の人は、定期市というものが全国どこにでもあるありふれたものと思っていることがよくある。そういう人に、隣接の県にはありませんよというと、初耳だという顔をされる。

(2)この地域限定性の理由として、石原潤は別の観点から、「購買慣習」の特殊性をあげている（前掲書、360頁）。

(3)拙稿（文献番号40）151～155頁、（文献番号41）73～74頁参照。石原潤（前掲書、347～349頁）も出店位置が固定していることがなじみ客を生み出す条件であると指摘している。

(4)この発想には、バンコク及ジャカルタでの見聞が影響している。1988年のバンコクでは、市内の露店が水曜に一斉休業していた。これは、行政当局の指示で、営業できないということであった。ジャカルタのクバヨラン・ラマでは、1988年に三～四階建ての建物が新設されて、付近の道路沿いの露店市場が一掃され

ていた（拙稿、文献番号42、134～135頁参照）。

(5)本稿では「露店市場」という言葉を使っているが、土地の人々がこの言葉を日常使うことはほとんどない。たとえば、たんに「本町（ほんちょう）へゆく」「本町で買った」といわれることの方が多い。その場合には、本町の露店市場のことか、それとも本町の商店街のことか、どちらを指しているのか区別できない。他の市場についても同様である。

(6)同一の場所に、朝市と昼市が連続して立つ場合のように、時間帯で区別される「二部制」が採用されているときには、条例中で二ヵ所と数えられていることがある。次の『新潟市政進展史』でも同様。

(7)新潟市史の分野では、近世史料に比べると、近現代の史料が少ないという（資料番号7、691頁）。

(8)本稿作成の終了直前になって、文献番号37に、明治17年の「小屋掛料徴収の規定」及び明治33年の「市場取締規則」の二通が収録されていることに気付いた。しかし、それらの二通の文書を本文の記述に十分織り込む時間的余裕がないので、この節の後に、第2節を追加して補うにとどめたい。本文の論旨を修正すべき点は、「道路使用料」の原型は明治17年から、また「許可」の必要性は明治33年からはじまっていることが明らかである、という二点である。これらの二点は、そのまま昭和初年期に連続しているものであるが、本文中の記述では、これらの二点の始まりの時期が曖昧になったままの箇所があるかもしれない。筆者の不注意をお詫びしたい（文献番号37、25～27頁）。

(9)文書の標題は、依拠している資料の中で用いられているもの。〔 〕内は筆者が補った語句。引用は、旧かなはそのままにしてあるが、旧字体は新字体に置き換えた場合がある（以下同）。

①の文書中で「南市場」とは、後の本町市場の前身である。「北市場」とは、後の本町下市場の前身である。「北市場」は一時期、東堀十二番町に移転していたが、本拠地は本町十二・十三番町である。

(10)（新版）『新潟市史』資料篇5（文献番号21、343～344頁）より引用。

(11)『新潟市合併町村の歴史』史料編二（文献番号4、4～5頁）、及び文献番号21の344～345頁より引用。

(12)本町七番町の新市場（おそらく朝市場）開設の計画に、既設の南市場をもつ五番町六番町が異議を唱えたもの。

(13)文献番号21、346～347頁。

(14)文献番号21、345～346頁。

(15)『越後・佐渡の定期市』（文献番号37、25～26頁）を参照。

(16)文献番号37、25～27頁を参照。この規則は、明治42年に一部改正されたという。

(17)卸売（春夏は午前3時～同7時）と小売（同、午前7時～午前11時）とで開設時間が区別されて、二部制がとられている。この資料では、二部制をひとまとめにして、「本町通朝市（南市場）」と呼んでいる。昭和25年の条例では、開設時間のこの区別に対応して「本町朝市」と「本町通市場」にわけて列挙されるようになる。「蔬菜市場」といっても、一日平均の出店者数約270人の内、蔬菜・果実160人、鮮魚・塩干魚40人、雑貨30人……とあるので、青果以外の品目が出ていないというわけではない。

なお、明治15年の本町五・六番町（南市場）の出店人は230余名というデータがある（『新潟新聞』明治15年7月18日付記事、『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集3・明治編上、文献番号7、471頁）。上述のデータと比較すると、約46年間に人数で約17%の増加である。運搬手段・商品の量・客の数などに大きな変化があったかもしれないが、出店人数で見るかぎり、市場内部にはそれほど大きな変化はなかったという見方も可能である。

また、昭和7年に本町朝市の出場販売人数は一日293人という記事がある（『新潟毎日新聞』昭和7年2月10日付記事）。出店場所の都合上、300人弱といったところが飽和点なのかもしれない。しかし、新潟商業会議所大正11年6月調査による、一日の平均出陳人員483人というデータもある。（『新潟県史』資料篇15 [1963]、文献番号15、842～843頁）。

(18)実質的にこの道路使用料が明治17年に始まったことは、前項でふれた。

他に、『新潟新聞』（明治5年7月7日付）に、県令甲第77号市場規則実施に関する記事がある。しかし同記事では、各市場の区域に標杭を設立すると、しごく短く説明されているだけである。

明治20年4月に「街路取締規則」が制定されたという記述があるが、内容は未見（文献番号37、26頁、

文献番号21、345頁、また文献番号15、841頁)。

追記。明治18年5月制定の「街路取締規則」の全文が、文献番号16、541～542頁に収録されている。明治13年制定の同規則の廃止も、その前文に明記されている。この規則の中で市場に言及されているのは、街路に商品を並べて通行の妨害を禁ずる第四條の例外規定として、「但市場ノ允許ヲ得タル所ハ此限ニアラス」と書かれている箇所だけである。ところで、「街路取締規則」の変遷についての各種文献の記述はまちまちになっているようだが、上記の文献(文献番号16)の記述は信頼できるかもしれない。

- (19)「本町五・六番町は国道10号線に属するを以て、……使用料一ヶ年金四拾五圓七拾貳錢、六番町……は同じく金四拾五圓九拾六錢を管理者に賦課せらる」([旧版]『新潟市史』資料番号1、412頁)。納付先は、市役所か県か国か不明。
- (20)「古町通夜市」は、明治42年許可を得て開設。夜市とはいっても、出店者数一夜平均400人の内訳は、野菜・生果220人であるから、やはり「蔬菜市場」の一つである(文献番号1、415頁)。今日の一般型に照らせば、珍しい形態である。

四番町の部分は、昭和3年に許可を得て開設された。運営にあたっては、町内会と郡農会が提携しているのが特徴である。昭和10年8月1日付の『新潟毎日新聞』によれば、この部分の新規開設にあたって北蒲原郡・中蒲原郡・西蒲原郡の三郡農会が補助金を出したということである。(文献番号10、325頁)

- (21)経費には、「香具師の権利所得」も含まれている(文献番号1、415頁)。「香具師」あるいは「香具師の権利所得」が資料中にあらわれるのは、筆者の見るかぎりでは、この箇所が初出である。
- (22)市内六ヵ所の「道路市場」とは次のとおり(『新潟毎日新聞』昭和7年2月10日付記事)。本町五・六番町朝市、本町十一魚市、本町十二魚市(蔬菜などを含む)、港町古着市(湊町一・二・三ノ町の市、通称運上所市のことと思われる)、沼垂古町古着市、沼垂上三・四・五・東横町朝市。

他に、同8年2月11日付の記事(『新潟毎日新聞』)には、白山浦にも朝市があるが、正式認可は同年1月であると記されている。また、同10年6月4日付の記事(同上)には、コンピラ通り、学校町二の道路をそれぞれ使用する露店市場の名称もあらわれている。昭和7～10年頃の露店市場のリストと昭和25年条例中のリスト(後述)を比較すれば、25年リストの6割が既に昭和10年までに存在していたことがわかる。同10年時点にまだ名称があらわっていないのは、駅前市場・東堀市場・西堀市場・山ノ下市場・多門通市場・鍛冶小路市場の6ヵ所である。ただし、鍛冶小路の名前は、古町四番町の出店者達の移転先(案)として顔をだしている(同上、同10年8月1日及び2日付記事)。

- (23)『新潟毎日新聞』昭和7年2月10日付記事、及び昭和8年2月11日付記事。ちなみに、昭和8年度新潟市歳入予算は176万9千余円である。

- (24)『新潟毎日新聞』昭和8年4月27日付記事。

- (25)古町夜市の場合、東側には農村からの生産者たち、西側には市内の商人たちが出店していた。交通上の見地から、西側の出店を禁止するという案である(『新潟毎日新聞』昭和10年7月30日付記事ほか)。

- (26)『新潟毎日新聞』昭和8年5月10日付記事。

ところで、現在の新潟市の毎日市では、軽食を供するような露店の出店はみられない(定期市・祭礼市では若干みられる)。話はとぶが、今日でも東南アジアの露店市場では飲食物を供する露店の出店は通常のことである。飲食物の露店の出店は、露店市場の活気を支える重要な要因の一つと感じられる。新潟市の場合、飲食物の出店が抑えられる傾向は、本文中に述べたように、昭和8年に表面化している。もっとも、これがすぐに現実化したわけではなく、昭和10年の出来事の夜には、古町四番町、こんぴら通に出動した警官が、この条件に違反する30名以上の店を撤去している(『新潟毎日新聞』昭和10年8月3日付記事)。

飲食物関係の露店の問題は戦後にも続いたらしく、『露店市場 その他資料(綴)』中に、その問題に関する文書(昭和48、50、52年)がいくつか含まれている。本稿では食品衛生条例に関する問題には立ち入らない。

- (27)単純化すれば、常設の建物の中に露店市場を移転させるのか、それとも常設の建物をもつ新しい市場を開設して露店市場と競合させるのか、あるいは新しい常設市場をもって露店市場と置換えるのか、三つの方

向がありうるだろう。当時の案は、この点をはっきりさせていない。先走っていふことになるが、昭和39年に新潟市が実際に採用するのは、第二と第三の中間、(見方にもよるがどちらかといえば) 第三の方向に寄った選択肢であった。

(28)『夕刊新潟』昭和24年5月19日付記事。この記事の見出しへ「常設露店 市営に決る」というものである。

前述4-3.で昭和9年の「露店市場市営案」にふれておいたが、この記事では、「管理」ということが市営という文脈で受け取られていたことがわかる(『夕刊新潟』昭和24年5月19日付記事)。

(29)露店市場管理の正当化という文脈、戦時期統制の撤廃・新たな統制・ヤミ市・インフレなどの戦後特有の状況という文脈、「独禁法」などに見られるGHQに発する政治的パワーという文脈、これら三つの文脈が交差するところで、露店市場における「ボス的存在の発見」がなされた、というのが適切だろう。

ところで、露店市場には「しょば代」をとる暴力団がいるにちがいない、という先入見が今日でも潜在していると思うが、本文中の「ボス的存在の発見」もおそらくそのような先入見の一つの源流となっているのだろう。

(30)「進駐軍の来県」については、『新潟県史』通史編9(1988年3月)文献番号20、20~23頁、また文献番号22、28~35、78~90頁を参照。

(31)ただし、闇価格の暴騰に関連して、不当に暴利をむさぼる露店商人や行商人を取り締まるようにといふ、軍政部からの「お達し」がでたという事実はある(『新潟日報』昭和20年12月20日付記事)。しかし、この「お達し」は露店市場の管理に言及しているわけではない。

(32)「連合国総司令部覚書の趣旨に従い……」の箇所は、昭和28年3月の条例改正の際に削除された(『新潟市公報』第123号24頁、資料番号24)。もはやGHQの威光にたよる必要がなくなった、ということであろう。

(33)新聞記事を見る限り、東京では「露店市場」という言葉は使われず、単に「露店」という言葉しか使われていない。推測するに、東京では卸売機能をもつ露店市場が存在しなかつたためかもしれない。

(34)談話のこの箇所で、アメリカの事例が東京にとっての一つの「モデル」として提示されていることに注目しておきたい。談話を語った本人もそれを意図していたであろうし、また、当時の読者もそのように受けとったであろうと想像される。

露店あるいは露店市場が「見苦しい」「美観をそこなう」と一部の人々の眼に映りはじめたのは、新潟市でも東京でも本文中に述べた通りそれほど古いことではない。ある時期を境にそのように見方が変化したのはなぜか、という問題をたてるのも可能であろう。

もともとあったものを、従来とは異なった視点から見た時に、そのように「じゃまなもの」と感覚されはじめたのではないか、という発想で考えたい。想像上の外国をモデルとして自分たちの街を見直す、あるいは、外国人がこれを見たらどう思うだろうかという視点の採用が、そのような見方の変化を生んだ一つの源泉となった可能性がある。このような考え方からすると、GHQの到来は、露店あるいは露店市場に対するその種の見方を加速させたであろうと推測される。露店あるいは露店市場に対する行政当局の方針とGHQとの関係には、以上のような意味も重なっているのかもしれない。

(35)本文中で引用した「露店商デパート」の筆者はこの問題に関して、引用した箇所のすぐ直後に、「だが、これは、当時の露店の実状に対するアメリカの大きな感ちがいであつたといわなければならない」と述べて、実情を記述している。この問題は、注29後半との関連で興味深いが、これ以上立ち入らない。

(36)『露店市場 その他資料(綴り)』の中から参考までに昭和52年のデータを一つ引用しておく。この時期には既に、条例別表に含まれる市場数は6ヶ所に減少している。昭和25年当時(15ヶ所)とくらべれば、みるかけもない有り様である。また、本町市場の出店者数の比較で見ると、昭和3年頃の南市場の一日平均出店者数約270人(注17に引用)に対して、昭和52年では同90人(常置と臨時をあわせた数字)となつており、昭和初年期の1/3に減少している。

(37)新潟県全体でみると、「昭和30年代は主としてデパート増設が中心であったが、昭和40年代に入って全国的規模の大型店が進出はじめ、特に昭和44年以降に増加した」(文献番号17、886頁)。新潟市では昭和38年~48年の間に、八つの大型店が進出している。進出状況の本格化は、店舗面積で見れば、同44年以降

である。その10年間に進出した大型店の店舗面積の累計は、約5万6千m²弱となっているが、そのうちの約80%を同44年以降に出店した大型店が占めている(同上、887~888頁)。「ダイエー」(店舗面積20,641m²)が万代シティに進出したのは、同48年である。40年代に始まる大型店舗の新潟市への進出は、50年代に入ても続いた(文献番号22、718頁)。

話題は変わるが、自動車数の増加についてもみておこう。新潟市のデータが手元にないが、県全体では、全車種をあわせた自動車台数は、昭和51年には同35年の約10倍となっている。その間最も急激に増加したのは、昭和40年代後半であるという(文献番号18、399頁)。

(38)「戦後の食料不足から自然発的に医学町裁判所脇にできた、いわゆるヤミ市にはじまったもの……」(『進展史』104頁)。

(39)25年条例別表には、学校町市場が存在していたが、29年3月に自然消滅により削除されている。消滅してすぐのところに移転したかも知れない。

(40)この削除が新潟市のどの程度の自由裁量でなされたのか、不明。あとで引用する資料では「中央卸売市場法に抵触する……」と書かれていて、法的根拠が別にあることを示唆している。

また、朝市と呼び習わされていた早朝の露店市場が、伝統的に、生産者と卸買い業者・問屋・行商人の間を結ぶ機能をもっていたことは、すでに何度かふれた(今日では「朝市」といっても、鮮度の高い生鮮ものが並べられる早朝のイチという意味しかないが)。文献番号4、124~125頁が、大正のころの沼垂朝市(上三ノ町から沼垂四つ角まで)の様子をわりやすく記述している。

(41)同じ改正で「鍛冶小路市場」も削除されている。すぐ前に引用した起案書の下書き部分には「交通頻繁となり露店出店不能となった鍛冶小路市場の廃止」と書かれている。朝市の競合問題とは別に、この市場は日中の部も含めて削除されている。

(42)筆者の経験によれば、今日の定期市及び毎日市では、売れないことが(転職により)出店減に直接結びつくというよりも、後継者難あるいは新規参入がほとんどないことが出店数減少の主要な理由であると思われる。

(43)「露店市場臨時出店者に対する常置許可についての基本方針について」昭和52年3月10日付。「永久」という太字の書き込みがある。『露店市場 その他資料(綴り)』から引用。

(44)常置露店とは、1年間有効の出店許可を受けている露店。臨時露店とは、1日ごとに出店許可を受ける露店。

(45)この起案書の方針通り、昭和52年4月に、新規の常置許可が61名に出された(「新潟市露店市場管理経緯」、資料番号24に含まれている)。

(46)最近では他に、イベントを構成するための一素材という見方も出てきた。

初稿段階での追記。金沢市片町周辺に、最近夜になると、(無許可の)露店が並ぶようになったという。そのことを報じた新聞記事の中に、「片町の醉客の目からは『夜の風物詩』的な存在に映っており…」という表現が使われていた(『北国新聞』1991年11月30日夕刊)。

(47)最後に、筆者が扱おうとした問題について、もう一度確認しておきたい。定期市が元々ある地域と元々ない地域を比較するというのではなくて、元々ある地域が二ヶ所あったとして、一方は定期市が残っており、他方は残っていないというケースに問題を限っている。その場合の基本的発想は、(たとえば、その経済的合理性の低さなどの)経済的なカテゴリーの他に、経済外的なカテゴリーを考慮する必要性があるのではないか、というものである。このような発想に導かれて、資料の入手しやすい露店市場の問題に立ち入ってみた。

定期市というテーマとの関連では、上述のケースにあたる地域をみつけて比較検討することが、今後の課題となる。

本稿では露店市場の問題に深入りしすぎてしまったが、このテーマに限っても、露店市場の変動をより具体的に物語るような時系列的データ、食品衛生条例との関係、交通事情、競合の問題など、残された課題は少なくない(また、全国的規模での公設市場の普及とその他の形態の市場との関係という問題にも立入ることができなかった。この問題については、たとえば藤田貞一郎論文〔文献番号43〕を参照のこと)。追記。新潟市内の露店出店数 昭和28年度690軒、同29年度957軒というデータがある(『新潟日報』同30年4月5日付記事)。

資料・文献一覧

1. (旧版)『新潟市史』下巻1934(昭和9)年12月新潟市役所(復刻版 国書刊行会1988年)。「編纂顛末」によれば、昭和3年3月に史料蒐集の第一段階を終えている。
2. 『新潟市政進展史』第四巻1971(昭和46)年3月新潟市。市制80周年を記念するもので、編年体で書かれている。第四巻は、昭和22年~43年まで。
3. 『新潟市合併町村の歴史』通史編第三巻1980(昭和55)年3月新潟市。『新潟市合併町村の歴史』には、通史編(全4巻)・史料編(全5巻)・基礎史料集(全9巻)がある。通史編第三巻は、旧中蒲原郡の沼垂・山ノ下・大形を収録。
4. 『新潟市合併町村の歴史』史料編二(松ヶ先濱ほか)1981(昭和56)年3月新潟市
5. 『新潟市合併町村の歴史』史料編三(両川ほか)1983(昭和58)年3月新潟市
6. 『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集3明治編上(明治10年~同26年)(新潟新聞を収録)1983(昭和58)年3月新潟市
7. 『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集4明治編下(明治27年~同44年)(新潟新聞を収録)1983(昭和58)年3月新潟市
8. 『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集5大正編(新潟新聞を収録)1982(昭和57)年3月新潟市
9. 『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集6昭和編一(元~6年)(新潟新聞、新潟毎日新聞を収録)1984(昭和59)年3月新潟市
10. 『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集7昭和編二(7~11年)(新潟新聞、新潟毎日新聞を収録)1984(昭和59)年3月新潟市
11. 『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集8昭和編三(12~16年7月末)(新潟新聞、新潟毎日新聞を収録)1985(昭和60)年3月新潟市
12. 『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集9昭和編四(16年8月~20年12月末)(新潟日日新聞、新潟日報を収録)1986(昭和61)年2月新潟市
13. 『新潟市合併町村の歴史』基礎史料集10昭和編五(21~25年)(新潟日報、夕刊新潟日報、夕刊ニイガタを収録)1987(昭和62)年3月新潟市
14. 『ぬったり一沼垂定住三百年記念誌』1984(昭和59)年10月ぬったり三百年祭実行委員会
15. 『新潟県史』資料編15(近代三)1983(昭和58)年3月新潟県。
16. 『新潟県史』資料編18(近代六)1984(昭和59)年3月新潟県。
17. 『新潟県史』資料編20(現代一)1982(昭和57)年3月新潟県。
18. 『新潟県史』資料編21(現代二)1985(昭和60)年3月新潟県。
19. 『新潟県史』資料編22(民俗・文化財)1982(昭和57)年3月新潟県。
20. 『新潟県史』通史編9(現代)1988(昭和63)年3月新潟県。
21. (新版)『新潟市史』資料編5(近代1)1990(平成2)年12月新潟市
22. (新版)『新潟市史』資料編8(現代1)1991(平成3)年3月新潟市
23. 『新潟日報』昭和26~40年原本、新潟県立新潟図書館所蔵
24. 『露店市場管理条例(綴)』未公刊、新潟市商業觀光課所蔵
25. 『露店市場 その他資料(綴)』未公刊、新潟市商業觀光課所蔵
26. 『東京百年史』第6巻1972(昭和47)年東京都
27. 井上友一郎編『東京通信』1954(昭和29)年黄土社
28. 日本学術振興会編『日本占領文献』1972(昭和47)年日本学術振興会
29. 外務省政務局編『日本管理の機構と政策』1950(昭和25)年外務省政務局、国立国会図書館所蔵
30. 外務省特別資料課『日本占領及び管理重要文書集』第三巻経済編I、1949年東洋経済新報社、国立国会図書館所蔵
31. 『戦後占領下法令集』1984(昭和59)年現代法制資料編纂会編、国書刊行会
32. 『東京都令規集』10 世田谷区立中央図書館所蔵

33. 『朝日新聞』東京版昭和24~27年、各縮刷版、東京都立中央図書館所蔵
34. 石原潤「越後における定期市の展開について一覚え書きー」『名古屋市大教養部紀要』第15巻1971年
35. 中島義一「岩手・青森両県交界地方における定期市」『駒沢地理』第11号1975年駒沢大学文学部地理学教室
36. 中島義一「三河の定期市」『駒沢地理』第13号1977年駒沢大学文学部地理学教室
37. 新潟県教育委員会編『越後・佐渡の定期市』1977年第一法規
38. 仙道良次「東北地方に立つ定期市(1)~(2)」『地理』第25巻第9号~12号1980年、第26巻1号~2号1981年
39. 石原潤『定期市の研究』1987年名古屋大学出版会
40. 溝部明男「内野の市(新潟市内野町)についての調査報告—基礎資料編—」『新潟大学教養部研究紀要』第16巻1985年
41. 溝部明男「内野の市についての調査報告(二)—補遺編—」『新潟大学教養部研究紀要』第17巻1986年
42. 溝部明男「内野の市についての調査報告(三)—売上額調査編—」『新潟大学教養部研究紀要』第19巻1988年
43. 藤田貞一郎「日本の公設市場」『市場史研究』第3巻1986年10月そして